



文京区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年度工事監査の結果に基づき講じた措置について、文京区長から通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年6月23日

文京区監査委員	渡部敏明
同	松本理恵子
同	岡崎義顯



工事監査の結果に関する措置状況

- 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
- 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他電気設備工事
- 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他空気調和設備工事
- 文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他給排水設備工事

意見	内容	意見に対する措置結果	部 課
(ア) 埋蔵文化財発掘に伴う工期延伸について	この工事は、当初計画で仮設校舎を建築しないローリング計画として、工期の短縮を図ったが、埋蔵文化財包蔵地ではない当該敷地から文化財が発掘されたために2度の調査を実施せざるを得ず、結果的に工期は約2倍に延長することとなった。原因が地中埋蔵物であり、その後工期短縮に努めていることは理解できるが、児童・保護者、近隣住民等にとって工事の影響は少なくないため、引き続き、工事進捗の情報提供等に丁寧に対応されたい。	承知いたしました。引き続き関連部署と連携して、工事を進めていくとともに、工事進捗の情報提供を適宜適切に行ってまいります。	教育推進部 学務課、施設管理部 整備技術課
(イ) インフレスライドを適用する場合について	工期延長に伴いインフレスライドを適用しており、その内容について、請求内訳を検証し、査定を実施するなど適切な対応を行っており、今後もインフレスライドを適用する場合には精緻に検証・査定し、適切な額を計上されたい。	承知いたしました。引き続き精緻に検証・査定し、適切な額を計上してまいります。	教育推進部 学務課、施設管理部 整備技術課

<p>(ウ) 階段からの落下防止について</p>	<p>屋内避難階段Aの手すりの下部に落下防止のための巾木がないこと、2階のウッドデッキ床の外周手すり下にも落下防止のための巾木がないことから、事故防止の観点での対応を図られたい。</p>	<p>承知いたしました。Ⅱ期工事では対応してまいります。</p>	<p>教育推進部 学務課、施設管理部 整備技術課</p>
<p>(エ) 水害を想定した訓練の実施について</p>	<p>当該敷地は、ハザードマップ上、内水氾濫の想定区域であり、増加傾向にある線状降水帯等による豪雨に的確な対応ができるよう、水害を想定した防潮板の設置訓練や避難訓練を実施されることを望む。</p>	<p>承知いたしました。</p>	<p>教育推進部 学務課、施設管理部 整備技術課</p>

○公園再整備工事（文京区立切通公園）

意見	内容	意見に対する措置結果	部 課
<p>(ア) 先行工事の建築完了手続の遅れによる工期延長について</p>	<p>東京都下水道局による先行工事（東京都湯島ポンプ場建設工事）の建築完了手続の遅れにより工期が延長となったことから、工期に影響を与えかねない関係工事等の進捗については、緊密な連携や情報取得の対応をされたい。</p>	<p>関係工事の進捗状況等については、関係機関との定期的な情報交換により正確に把握するとともに、引き続き緊密に連携してまいります。</p>	<p>土木部みどり公園課</p>
<p>(イ) 見積りの徴収について</p>	<p>今回の工事では、設計、積算作業・設計書作成、測量、アンケート及び利用実態調査、意見交換会等を委託で実施している。受託事業者から提出された積算に係る3者見積りに一定の傾向が見られ、不自然な印象を与えかねないことから、受託事業者からの提出資料について適宜精査し、必要に応じて、区が見積りを徴収するなど、適切な対応を検討されたい。</p>	<p>見積り結果を精査するとともに、妥当性に疑義が生じた場合には、改めて見積りを徴収するなど適切に対応してまいります。</p>	<p>土木部みどり公園課</p>
<p>(ウ) 施工管理の記録作成について</p>	<p>施工管理において、工事の規模によって、進捗状況の確認・打合せの方法に違いがあるとのことだが、工事の工程表や現場の確認を実施している以上、区民への説明責任に耐えうる記録が適切になされる必要があり、今後は確実な記録の作成に努められたい。</p>	<p>これまで工事の進捗状況に応じて、現場立会及び工事写真等の確認を行ってきましたが、今後、品質・出来形等の段階確認時において、現場立会記録を作成してまいります。</p>	<p>土木部みどり公園課</p>

<p>(エ) 球技場の利用について</p>	<p>バスケットゴールを整備した球技場については、近隣住民との丁寧な協議の上で設置されており、夜間に施錠する等の管理についても適切なものと思料するが、実際に利用する中では、バスケットボールと他の球技が混在しての利用も想定されることから、利用者に対して、事故防止の観点から、留意点の周知や適切な利用について工夫されたい。</p>	<p>球技場入口に設置した注意看板により、利用ルールの周知を図るとともに定期的な巡回等を通じて、適正な利用の確保に努めてまいります。</p>	<p>土木部みどり公園課</p>
-----------------------	---	--	------------------